

利用者識別番号が必要です

昨年の申告相談から、市が受けた確定申告の内容を電子データにより税務署へ送信しています。市が送信するには個別に16桁の「利用者識別番号」が必要です。

利用者識別番号が分かる書類を持参していただく方	持参の必要がない方 (市税務課で番号を把握している為不要です)
令和元年分の申告から使用する目的で、新たに税務署にて利用者識別番号を取得した方	・既に利用者識別番号を取得され確定申告した方 ・昨年の申告相談で確定申告し、番号の通知を受けた方

インターネットで確定申告ができます (e-Tax)

利用者識別番号またはマイナンバーカードで、e-Tax (国税電子申告・納税システム) により確定申告を行うことができます。大変便利ですので、ぜひご利用ください。



インターネットで確定申告するメリット

メリット①

申告相談に出かける手間がからず、待ち時間もありません。

メリット②

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。

メリット③

確定申告書や添付資料 (源泉徴収票など) の印刷・送付を行う必要がありません。

こんな時でも安心なインターネットでの確定申告

Q 間違った内容で送信してしまわないか不安です。

→

A 期限内 (令和元分は令和2年3月16日まで) であれば、再度作成して送信することができます。(最後に送信した確定申告データが最優先されます。)

税務署からのお知らせ

▶大館税務署の申告相談

◆相談期間 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日を除く)

※限られた職員での対応となるため、長時間お待ちいただく場合があります。

◆相談受付時間 9時～16時

※会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合がありますので、受付時間内にご来場ください。なお、会場内の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

※駐車可能台数に限りがありますので、ご来場される場合は、公共交通機関などをご利用ください。

☎ 大館税務署 ☎ 0186-42-0671

▶インターネットを利用した申告資料の作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで所得税、消費税および贈与税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。

令和元年分の確定申告からスマートフォン専用画面の対象範囲が拡大されます。

給与所得では、従来の年末調整済みで支払先が1カ所の方に加えて、年末調整が未済の方、支払先が2カ所以上の方にも対応します。

また、公的年金などを含む雑所得、生命保険金などの一時金や満期返戻金を受け取った場合などの一時所得にも対応します。

スマートフォンでの
確定申告書の作成・提出はこちら→



令和2年度「市民税・県民税」

申告相談が始まります

2月4日(火)～3月16日(月)

会場や日程、時間の詳細は1月中旬に配布予定の「令和2年度市・県民税の申告相談日程表」をご覧ください。

☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0213

受付時間と申告相談開始時刻

受付 8時～15時30分

申告相談開始時刻 8時30分

申告の事前準備をお願いします

来場前に、必要な書類に不備がないか確認をお願いします。申告できない場合や再度の来場が必要になる場合があります。

特に、事業所得 (農業など) の申告を行う方は、事前に領収書などを整理・集計のうえ関係書類をお持ちいただくをお願いします。

また、収支内訳書などの整理を終えていない方には、会場でご自身での記帳整理をお願いする場合があります。その場合、次にお待ちの申告者の相談対応を優先させていただくこともありますのでご了承ください。

申告が必要な方・不要な方

▶申告が必要な方

◆平成31年1月1日～令和元年12月31日に営業、農業、不動産、配当、雑、譲渡、退職などの収入があった方

◆給与所得者で次に該当する方

- ・給与以外の収入があった
- ・2カ所以上から給与を受けた
- ・勤務先で年末調整がされていない
- ・年末調整後に扶養親族などの要件に変更があった

◆医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受ける方

◆収入のない方や非課税収入 (遺族年金など) のみの方 (申告をしないと、国保税などの軽減を受けられない場合があります。簡易申告書をご利用ください)

▶申告が不要な方

◆年末調整済みの給与所得者で、その給与以外に収入のない方

◆収入が公的年金のみで148万円 (65歳未満は98万円) 以下の方

医療費の事前集計をお願いします

医療費控除を申告される方は、次のように事前に集計の上、申告会場へお越しください。

①一般の医療費控除の場合

「生計同一世帯員ごと」かつ「医療機関ごと」に集計

例：鹿角太郎 A病院 100,000円

鹿角太郎 B病院 50,000円

鹿角花子 C病院 30,000円

②セルフメディケーション税制

(医療費控除の特例) の場合

「支払先ごと」かつ「医薬品名ごと」に集計

例：A薬局 Bかぜ薬 20,000円

C調剤 D頭痛薬 12,000円

※こまごましたものは、代表的なものを先頭にして集約してもかまいません。

- ・令和3年度 (令和2年分) の申告相談から、医療費控除を申告する際に「医療費控除の明細書」の作成が必須となります。
- ・申告相談会場における待ち時間の緩和にもつながりますのでご協力をお願いします。

